

国立研究開発法人国立環境研究所委託業務規程

平成13年 4月 1日規程第30号

平成26年 3月 7日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成27年 5月15日 一部改正

平成31年 1月 4日 一部改正

令和 2年 4月 1日 一部改正

令和 3年11月 1日 一部改正

令和 6年11月27日 一部改正

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書（平成13年4月2日環境大臣認可）第9条及び第15条の規定に基づく調査又は研究、環境情報収集等及びその他の業務（以下「研究等業務」という。）に係る業務の委託契約（以下「委託契約」という。）に関する取扱いについては、この規程によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権 国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程第2条第5号に規定する権利及び外国における前記の権利に相当する権利、並びにその他一切の知的財産権をいう。
- (2) 契約責任者 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第3条に規定する契約責任者をいう。

(研究等業務の委託)

第3条 研究所は、自ら実施することが効率的でないとする研究等業務の実施を研究所以外の者に委託（以下「委託業務」という。）することができる。

(相手方の選定)

第4条 研究所は、研究等業務を委託するときは、当該業務の内容、実施方法及び時期並びに経済性等を考慮して、当該委託業務を最も適正かつ確実に実施することができると認められる者を委託契約の相手方として選定するものとする。

2 当該選定に当たっては、国立研究開発法人国立環境研究所会計規程及び国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則に基づき、一般競争、指名競争及び随意契約のいずれかにより行うものとする。

(委託業務の期間)

第5条 研究所が研究等業務を委託する期間は、1事業年度内の期間とする。但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(委託業務仕様書等の作成)

第6条 研究所は、委託契約を締結しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）又は委託業務実施要領（地方公共団体と委託契約を締結しようとする場合に限る。以下「実施要領」という。）を定めなければならない。

- (1) 業務の題目
- (2) 業務の目的及び概要
- (3) 業務の実施場所
- (4) 業務の実施期間
- (5) 業務の実施方法
- (6) 業務完了報告書の提出期限、提出場所
- (7) その他必要な事項（成果物の仕様等）

(委託費の算定)

第7条 委託業務の実施に要する経費（以下「委託費」という。）は、当該委託業務に係る仕様書又は実施要領に則り、契約責任者が別に定める「委託業務費算定基準表」によるもののほか、算出基準が明らかな合理的な単価に基づき算定するものとする。

(委託業務実施計画書等の審査)

第7条の2 研究所は、地方公共団体と委託契約を締結しようとするときは、あらかじめ実施要領を委託しようとする者に提示し、契約責任者が別に定める委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を提出させ、これを審査しなければならない。

（契約の締結）

第8条 研究所は、委託契約に当たっては、契約責任者が別に定める委託契約書を標準として、契約を締結するものとする。

（委託業務遂行の責務）

第9条 研究所は、委託業務の執行に当たり、当該委託業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し、委託契約書及び仕様書又は実施計画書に則して善良な管理者の注意をもって適正に業務が行われるよう指導しなければならない。

（委託業務の変更等の取扱）

第10条 研究所は、地方公共団体との委託契約締結後に当該委託業務の内容を変更しようとするときは、実施要領を変更の上、受託者に提示し、契約責任者が別に定める委託業務変更実施計画書を提出させ、これを審査しなければならない。但し、第7条の2により提出された実施計画書の内容等に変更がなく、また、実施計画書の経費区分の軽微な変更の場合については、この限りでない。

2 研究所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、契約書の一部変更を行うものとする。

3 研究所は、受託者が委託契約締結後に実施計画書の変更をしようとするときは、あらかじめ受託者から、契約責任者が別に定める委託業務変更承認申請書を提出させるものとする。但し、実施計画書の経費区分の軽微な変更の場合については、この限りでない。

4 研究所は、やむを得ないと認められる場合に限り、前項の申請に係る変更を承認するものとする。この場合において、研究所は、必要があると認めるときは、契約書の一部変更を行うものとする。

（委託業務の中止）

第 11 条 研究所は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、受託者から契約責任者が別に定める委託業務中止（廃止）申請書を提出させたいえ、当該申請を承認するものとする。

（実施状況の報告等）

第 12 条 研究所は、委託業務の実施状況を把握するため、受託者に対し仕様書又は実施計画書に定めるもののほか、必要に応じ委託業務の実施に関して報告又は資料の提出を求めるものとする。

（帳簿その他の関係書類の備付け及び保存）

第 13 条 研究所は、委託費の適正な執行を確保するため、受託者に対して、次に掲げる会計帳簿及び関係証拠書類（以下「関係書類」と総称する。）を備え付けさせ、委託業務実施年度後終了後 7 年間これを保存させるものとする。

- （1）現金出納簿及び備品台帳
- （2）俸給、給料、謝金等支給簿、出勤簿及び出張命令簿
- （3）委員会等開催記録簿、作業日誌及び電算機使用記録簿
- （4）領収証書その他関係必要書類

2 前項の規定にかかわらず、受託者が補助簿等により適正な区分管理を行う等委託費の執行に係る経費を明確にする措置を講じている場合には、受託者の規則、規約又は規程に基づく帳票等をもって前項の関係書類に代えることができる。

（委託業務の調査等）

第 14 条 研究所は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の用途その他必要な事項について、受託者から報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

（委託業務の完了の確認）

第 15 条 研究所は、受託者が委託業務を完了したときは、受託者に契約責任者が別に定める委託業務完了報告書を提出させるものとする。

2 研究所は、受託者から前項の委託業務完了報告書を受けたときは、速やかに検査職員に監督職員の立会いのもと、仕様書又は実施計画書と照合の上で委託業務の完了を確認させ、契約責任者が別に定める検査調書により報告させるものとする。

(委託業務の監督及び検査職員)

第 16 条 研究所は、委託業務の監督を行う監督職員及び委託業務の完了の確認を行う検査職員の発令を行うものとする。

(委託費の精算)

第 17 条 研究所は、受託者から委託業務の契約期間に照らし別に定める日までに契約責任者が別に定める委託業務精算報告書を提出させるものとする。

2 研究所は、前項の報告書を受理したときは、遅延なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知し、受託者に委託業務費精算払請求書を提出させるものとする。

3 研究所は、受託者から前項の委託業務費精算払請求書の提出があった後に委託費の支払を行うものとする。

(前払い)

第 18 条 研究所は、受託者から前払いの請求があったときは、業務の進捗状況等を参酌して必要と認めた場合に限り、委託業務費前払請求書を提出させ、前払いを行うものとする。

(物品の帰属)

第 19 条 委託業務を実施するため取得した物品は、研究所と受託者の間に特段の合意がある場合を除き、研究所に帰属する。

2 研究所は、前項において研究所に帰属した物品を受託者の希望により貸与し、又は譲渡することができる。

(知的財産権の帰属)

第 20 条 委託業務の実施により取得した知的財産権は、研究所と受託者の間に特段の合意がある場合を除き、研究所に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、産業技術力強化法（平成 12 年 4 月 19 日法律第 44 号）第 17 条の規定が適用された場合は、研究所は、その権利を譲り受けないことができる。

(返納金等の管理)

第 21 条 研究所は、委託費の前払いを行った委託契約について次の各号の一に該当したときは、当該返納金又は過払金について受託者に研究所の指示する期日までに返納させるものとする。

- (1) 委託契約を解除し、返納金が発生したとき
- (2) 委託費の精算の結果、過払金が発生したとき
- (3) 委託業務の一部を中止又は廃止し、返納金が発生したとき

(特例)

第 22 条 研究所は、受託者が国若しくは地方公共団体である場合又は特別な事情がある場合は、この規程の一部を適用しないことができる。

2 研究所は、この規程に定める事項のほか、委託業務の実施に関し必要があると認める事項は、受託者と研究所の合意により別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 3 月 7 日）

この改正は、平成 26 年 3 月 7 日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であって、同日以降も継続して実施されるものにあつては、なお従前の例による。

改正附則（平成 27 年 4 月 1 日）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 27 年 5 月 15 日）

この改正は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であつて、同日以降も継続して実施されるものにあつては、なお従前の例による。

改正附則（平成 31 年 1 月 4 日）

この改正は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であつて、同日以降も継続して実施されるものにあつては、なお従前の例による。

改正附則（令和2年4月1日）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であって、同日以降も継続して実施されるものについては、なお従前の例による。

改正附則（令和3年11月1日）

この改正は、令和3年11月1日から施行する。

改正附則（令和6年11月27日）

この改正は、令和6年11月27日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であって、同日以降も継続して実施されるものについては、なお従前の例による。